

鶏大腸菌症（組換え型F11線毛抗原・ペロ細胞毒性抗原）（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成20年6月6日（告示第914号） 一部改正

動生剤基準の鶏大腸菌症（組換え型F11線毛抗原・ペロ細胞毒性抗原）（油性アジュバント加）不活化ワクチンの3.4.2、3.4.4及び3.4.5に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。